

災害救助基金管理支出及び補充規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 2月28日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 7 号

災害救助基金管理支出及び補充規則の一部を改正する規則

災害救助基金管理支出及び補充規則（昭和23年佐賀県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>第 1 条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。） <u>第37条</u>の規定により、県において積み立てる災害救助基金は、特別会計として知事がこれを管理する。</p> <p>第 2 条 災害救助基金は、毎年度初において、100万円を下らない額を支出準備金として保管し、その他は、次の方法により、これを運用することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第23条第 1 項</u>に規定する救助のために給与する物品の事前購入 前項の現金は、財政融資資金へ預託又は確実な銀行へ預金するものとする。</p> <p>第 6 条 災害救助基金の貯蓄高が<u>法第38条</u>の制限以内に減少したときは、県税その他の一般歳入をもって、その不足額を補充する。</p> <p>第 8 条 災害救助基金は、次に掲げる費用に限り、これを支出する。</p> <p>(1) <u>法第23条</u>の規定による救助のために支出する費用</p> <p>(2) <u>法第24条第 5 項</u>の規定による、実費弁償のために支出する費用</p> <p>(3) <u>法第26条第 2 項</u>において準用する<u>法第23条の 2 第 3 項</u>の規定による損失補償</p> <p>(4) <u>法第29条</u>の規定による扶助金</p> <p>(5) <u>法第34条</u>の規定による日本赤十字社に対する補償</p> <p>(6) <u>法第35条</u>の規定による他県に対する補償</p> | <p>第 1 条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。） <u>第22条</u>の規定により、県において積み立てる災害救助基金は、特別会計として知事がこれを管理する。</p> <p>第 2 条 災害救助基金は、毎年度初において、100万円を下らない額を支出準備金として保管し、その他は、次の方法により、これを運用することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第 4 条第 1 項</u>に規定する救助のために給与する物品の事前購入 <u>2</u> 前項の現金は、財政融資資金へ預託又は確実な銀行へ預金するものとする。</p> <p>第 6 条 災害救助基金の貯蓄高が<u>法第23条</u>の制限以内に減少したときは、県税その他の一般歳入をもって、その不足額を補充する。</p> <p>第 8 条 災害救助基金は、次に掲げる費用に限り、これを支出する。</p> <p>(1) <u>法第 4 条</u>の規定による救助のために支出する費用</p> <p>(2) <u>法第 7 条第 5 項</u>の規定による、実費弁償のために支出する費用</p> <p>(3) <u>法第 9 条第 2 項</u>において準用する<u>法第 5 条第 3 項</u>の規定による損失補償</p> <p>(4) <u>法第12条</u>の規定による扶助金</p> <p>(5) <u>法第19条</u>の規定による日本赤十字社に対する補償</p> <p>(6) <u>法第20条</u>の規定による他県に対する補償</p> |

(7) 法第43条の規定による市町に対する補助金

前項第1号及び第2号による支出の程度については、災害救助法施行細則の定める所による。

(7) 法第28条の規定による市町に対する補助金

2 前項第1号及び第2号による支出の程度については、災害救助法施行細則の定める所による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。